

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○保安林の指定解除予定 (二件) ……

…(産業労働局農林水産部森林課) ……

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 ……

…(建設局道路管理部監察指導課) ……

### 公告

○開発行為に関する工事完了 ……

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 ……

…(産業労働局商工部地域産業振興課) ……

## 告示

### ●東京都告示第千七百七十七号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町日原字檜尾一〇二四番一 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### ●東京都告示第千七百七十八号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の第二一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

令和五年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町日原字檜尾一〇二四番一 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### ●東京都告示第千七百七十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

都道赤羽西台線

二 指定する区間



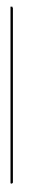

北区赤羽北二丁目千九百五十六番一地从先から同区浮間二丁目三十一番地先まで

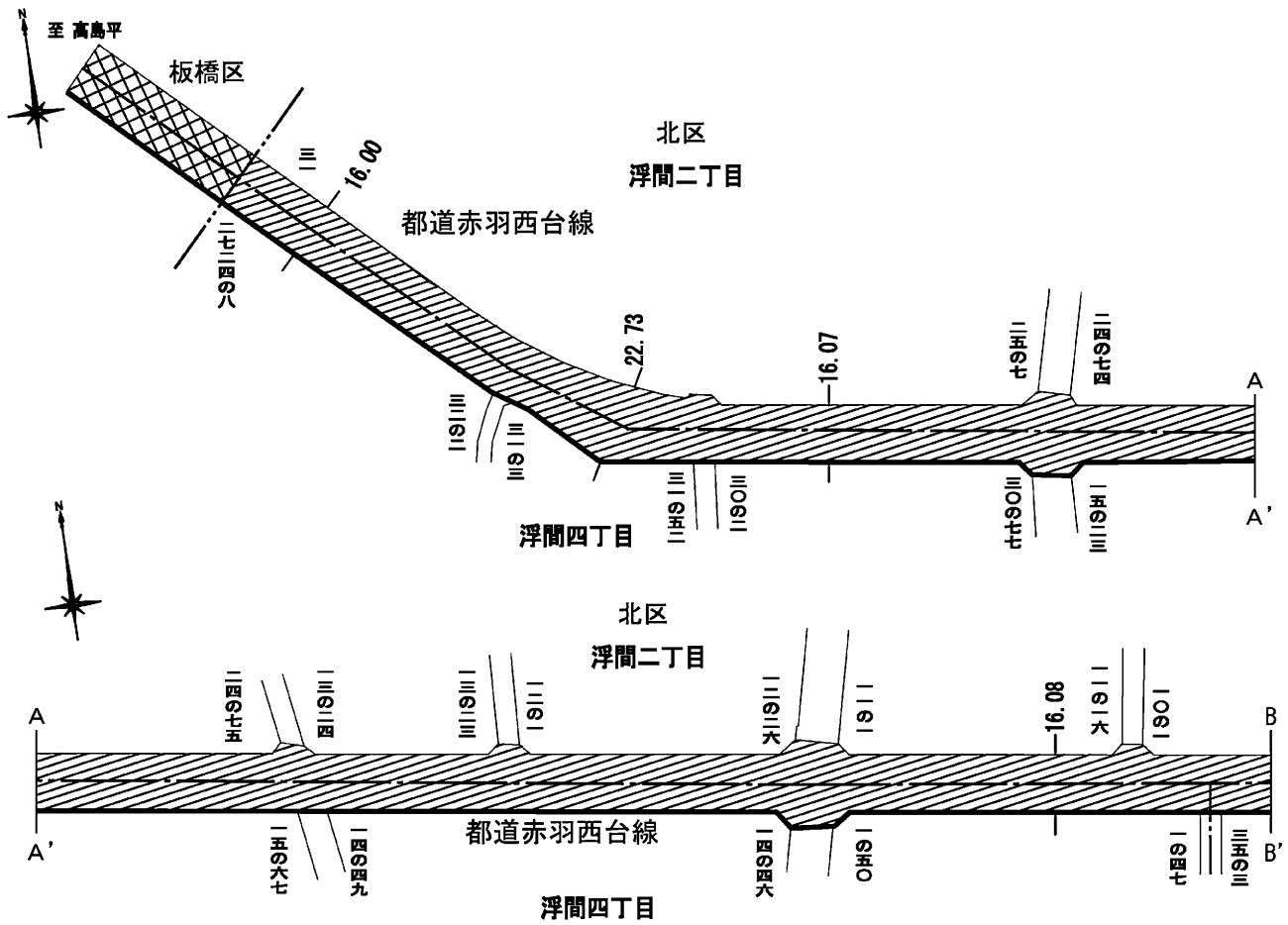
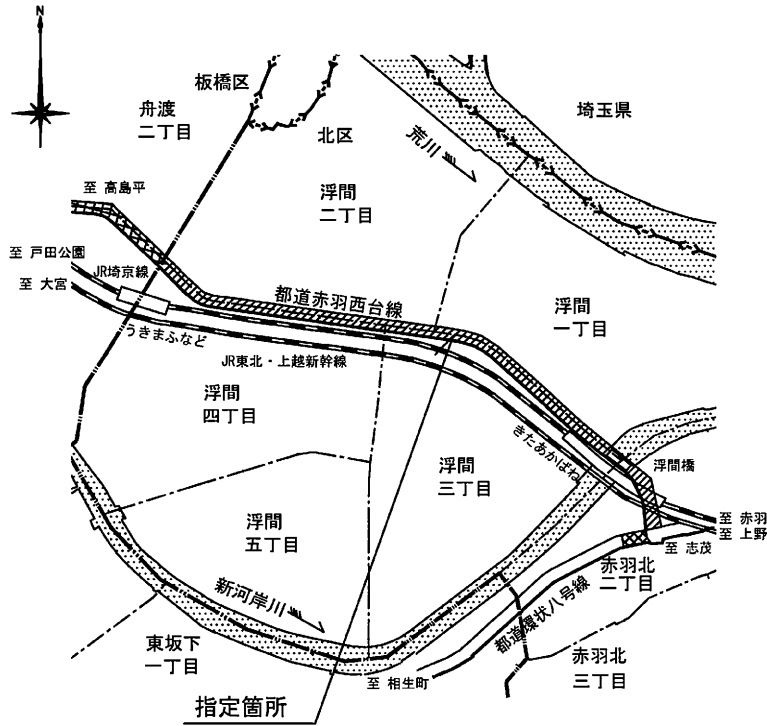
三 指定の概要

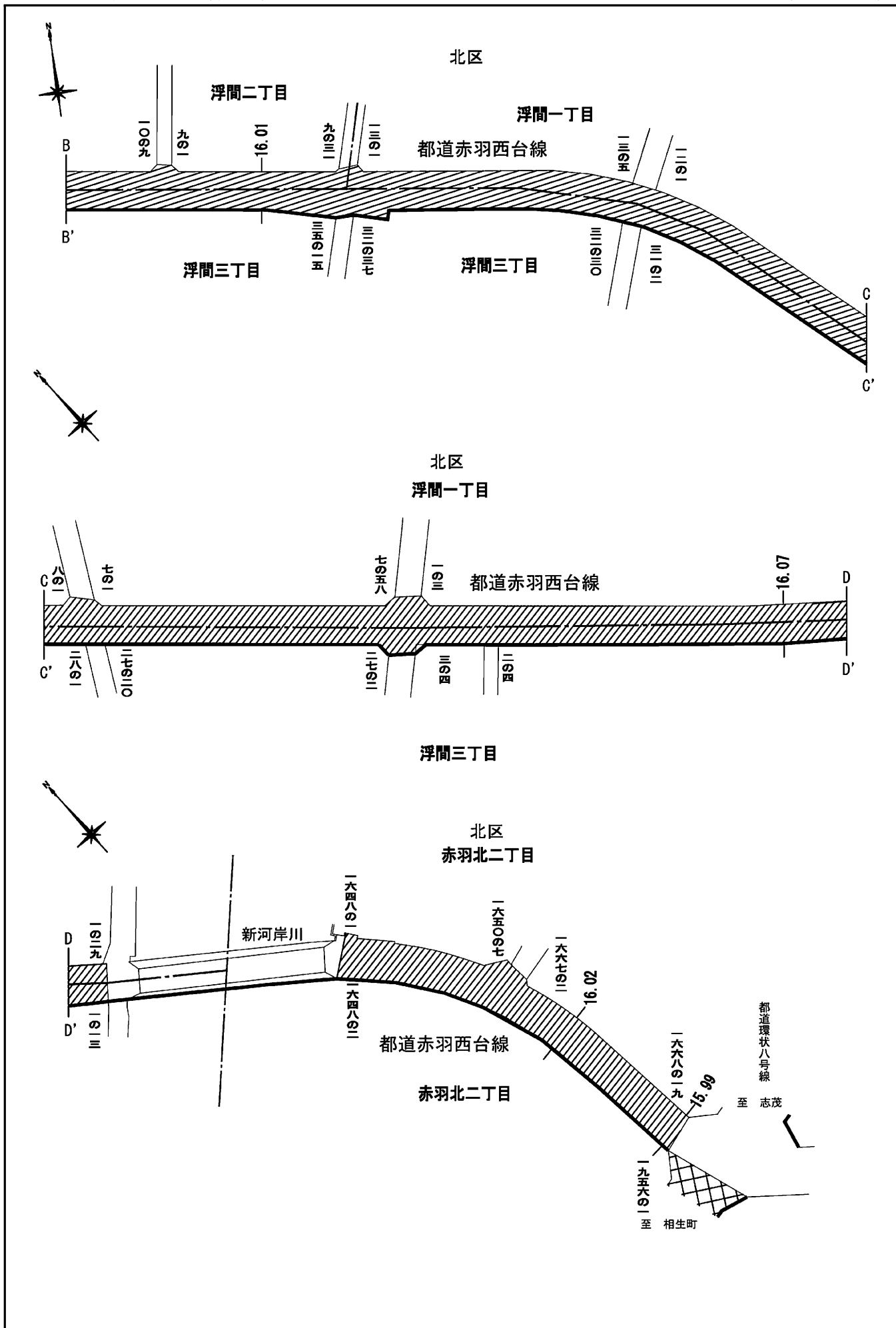
別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道赤羽西台線  
北区赤羽北二丁目～浮間二丁目

 既指定区間  
 指定区間  
 特別区道  
 都道  
 延長 一、五三四・二八メートル  
 (電線共同溝予定名称 赤羽西台・二号)





公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

羽村市小作台三丁目十二番十  
五号  
立川市羽衣町二丁目四番九  
号

株式会社櫻乃ハウス  
代表取締役 高木 明弘

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十一月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一

号）に到着するように提出してください。

令和五年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 西武渋谷店
- 二 店舗所在地 渋谷区宇田川町二十一番一号ほか
- 三 設置者名 松竹映画劇場株式会社ほか二名
- 四 設置者住所 渋谷区富ヶ谷二丁目八番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 国際株式会社ほか一名
- 六 変更前の設置者の代表者名 富塚 裕（国際株式会社）ほか
- 七 変更後の設置者の代表者名 廣瀬 知也（国際株式会社）ほか
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社そごう・西武ほか一名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社そごう・西武ほか二名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社そごう・西武
- 十一 変更前の小売業者の代表者名 林 拓二
- 十二 変更後の小売業者の代表者名 劉 勁
- 十三 変更日 令和五年九月一日ほか
- 十四 届出日 令和五年十月二十七日
- 十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十六 縦覧期間 令和五年十一月十五日から令和六年三月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年

十七 縦覧時間

東京都条例第十号に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

行 東 都 郵 便 番 号  
東京 都 郵 便 番 号  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

定 価  
一 箇 月 三 〇 円  
六、六〇〇円  
印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社  
東京 都 文 京 区 白 山 一 丁 目 十 三 番 七 号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

三〇円

印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社  
東京 都 文 京 区 白 山 一 丁 目 十 三 番 七 号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

郵便番号 113-0001

